

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度における、保険料のコンビニ収納について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）  
第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：健康部高齢者医療保険制度準備担当）  
担当者 五十嵐 内線（3861）

## 事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度における、保険料のコンビニ収納について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	後期高齢者医療保険料をコンビニで納付できるようにするため
対象者	保険料を普通徴収の納付書で納付する者
事業内容	<p>これまで区では、コンビニ収納を平成18年度から軽自動車税(5月～)、国民健康保険料(6月～)、介護保険料(10月～)、19年度は、個人住民税の普通徴収分(4月～)について、それぞれ実施してきた。</p> <p>20年4月創設の後期高齢者医療制度においても、コンビニ収納を実施することにより、収納窓口と収納機会を拡大し区民サービスの向上を図るとともに、納期限内の納付を促進するものです。</p>

## 件名 後期高齢者医療制度における、保険料のコンビニ収納実施のための電算処理開発について

保有課(担当課)	高齢者医療保険制度準備担当
登録業務の名称	後期高齢者医療保険料の収納
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 後期高齢者医療保険料をコンビニで納付書により納めた者</li> <li>2 記録項目 自治体コード、被保険者番号、納付金額、賦課年度、相当年度、期別、納付期限、納付年月日、口座該当表示</li> <li>3 記録するコンピュータ 後期高齢者医療システムのサーバ機</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	コンビニでの収納により納付者の利便性を向上させるとともに、納期限内の納付を促進するため。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バーコード付納付書 オンライン出力及びバッチ出力(仮算定・本算定・随時算定分納付書作成)の納付書仕様の新規開発を行う。</li> <li>2 コンビニ納付情報の受信 コンビニで納付された収納金額の情報(速報・確報)を既設のISDN回線を通じて専用端末で受信し、後期高齢徴収システムに取込みを行い、消し込み処理を行う。</li> </ol>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	自区内処理
新規開発・追加・変更の時期	平成20年4月

## 件名 後期高齢者医療制度における、保険料のコンビニ収納実施のための外部結合について

保有課(担当課)	高齢者医療保険制度準備担当
登録業務の名称	後期高齢者医療保険料の収納
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	納付義務者の以下の項目 自治体コード、被保険者番号、納付金額、賦課年度、相当年度、期別、納付期限、納付年月日、口座該当表示
結合の相手方	収納代行業者
結合する理由	保険料のコンビニでの収納データを区に設置した受信用パソコンにより取得し、徴収システムコンピュータの収納消し込みに利用するため。 収納代行業者が取りまとめたコンビニ各社からの収納情報をデータ通信により受信することで、支払い確認期間を短縮するとともに、収納データの消し込み作業が軽減できる。
結合の形態	I S D N回線を使用した専用パソコンによるデータ受信
結合の開始時期と期間	平成20年7月1日から以降継続
情報保護対策	データ受信用パソコンは1対1の接続でコンビニ収納データ伝送専用とし、安全性を確保する。 伝送データを暗号化することにより盗聴、改ざんを防止する。 システムの操作に際しては「新宿区情報セキュリティポリシー」により運用する。

## 件名 後期高齢者医療制度における、保険料のコンビニ収納委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	高齢者医療保険制度準備担当	委託先	収納代行業者、コンビニ本部
登録業務の名称	後期高齢者医療保険料の収納		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙に記載されたもの	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	データ通信
保有している情報項目	郵便番号、住所、方書、住所コード、世帯主氏名、被保険者番号、収納期別、納付額、自治体コード、科目コード、賦課年度、相当年度、口座該当表示	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	郵便番号、住所、方書、住所コード、世帯主氏名、 <u>被保険者番号</u> 、 <u>収納期別</u> 、 <u>納付額</u> 、 <u>自治体コード</u> 、 <u>科目コード</u> 、 <u>賦課年度</u> 、 <u>相当年度</u> 、 <u>納付期限</u> 、 <u>口座該当表示</u> 済通・原符に記載されている項目は下線部分です。
委託の理由	納付手段と機会の拡大により納付者の利便性を向上させるとともに、収納代行業者・コンビニ本部への委託によりコンビニの収納情報を一元化し、収納事務の効率化を図るため。		
委託内容	納付者持参の納付書により、コンビニ店舗において支払金を徴収し、領収書を渡す。 コンビニ各社の収納データを収納代行業者が取りまとめ、データ通信により新宿へ送信する。		
委託の開始時期及び期限	平成20年7月1日から以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	委託契約書及び協定書に個人情報取扱い項目を盛り込み、個人情報保護対策を徹底させる。また、新宿区個人情報保護条例を遵守させる。	受託事業者としての情報保護対策	社内で個人情報保護方針を作成し、全社員に遵守させている。プライバシーマークを取得しているなど、個人情報保護に関して十分な管理能力を有し、コンビニ店舗に対しても指導責任を負う。